

# 1 木造住宅耐震診断補助事業の概要

## 1-1 木造住宅耐震診断補助事業

民間が実施する木造住宅耐震診断事務所による老朽住宅の耐震診断について、市町は、費用の一部について補助をする。

<事業主体>：市町

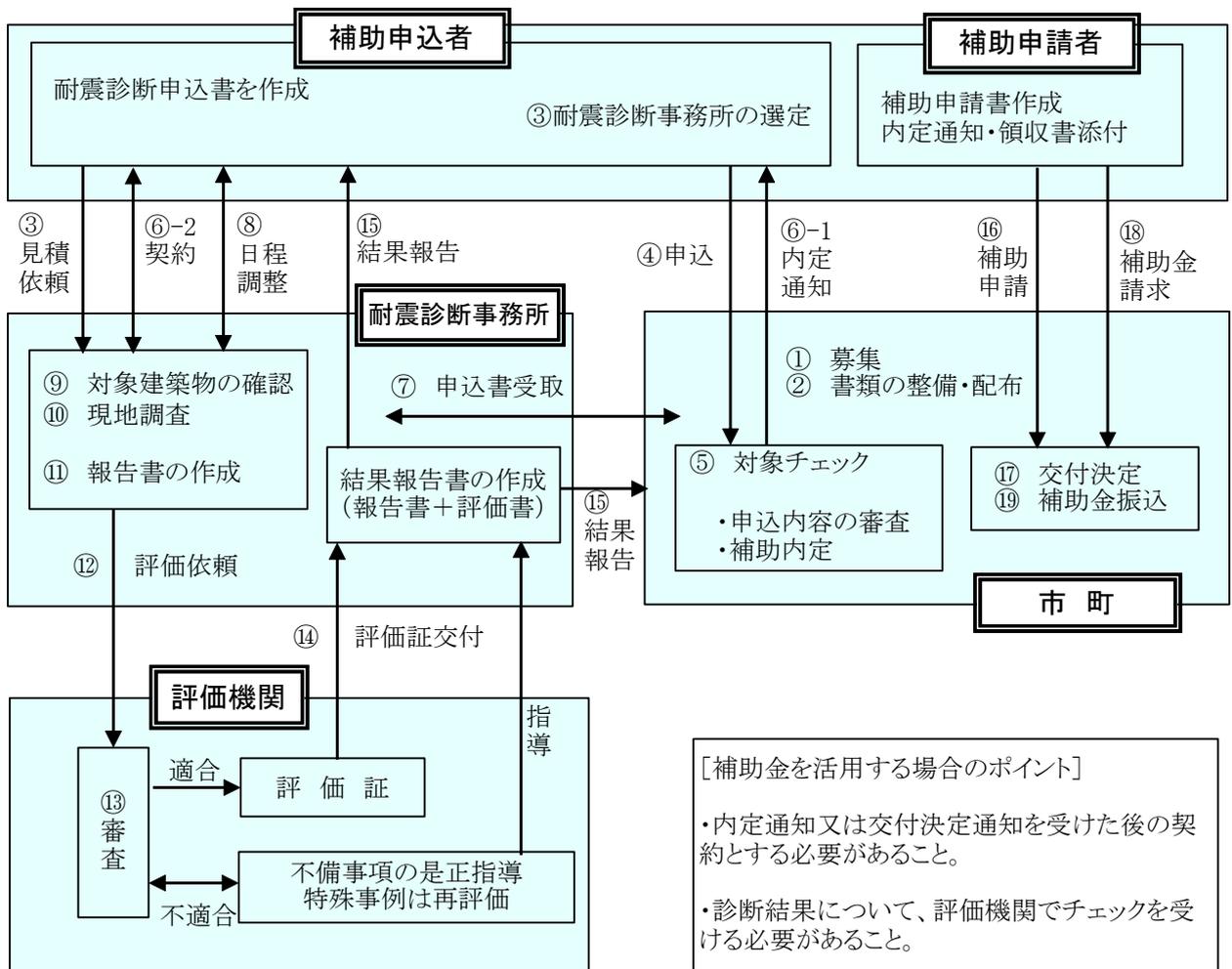
<間接補助事業者>：対象住宅の所有者

<対象住宅>：昭和56年5月31日以前に工事に着手した木造住宅（在来軸組構法又は伝統構法の戸建ての住宅（併用住宅及び借家を含む。））

<事業期間>：平成16年度から

## 1-2 木造住宅耐震診断補助事業フロー

標準的な木造住宅の耐震診断の流れは次図のとおりである。市町によっては一部を変更あるいは追加する場合もあり得る。



耐震診断事務所：木造住宅耐震診断事務所登録要綱により登録を受けた建築士事務所

評価機関：市町が補助要綱で指定する木造住宅耐震診断報告書評価機関

## 2 木造住宅耐震診断補助事業の手順

標準的な手順例を示すものとし、市町によっては手続きの一部を変更あるいは追加する場合もあり得る。

■ 木造住宅耐震診断補助事業手順一覧表 ■

	申込者 (申請者)	市町	耐震診断事務所	評価機関	様式番号	備考
2-1 診断希望者の募集	○	●				
2-2 書類の整備・配布	○	●			①	
2-3 耐震診断事務所選定	●					耐震診断事務所登録名簿から選定
2-4 補助事業申込み・受付	●	○			①,②	
2-5 対象住宅かどうかのチェック		●				対象住宅でない場合は終了
2-6 補助内定通知	○	●			③	
2-7 申込関係書類受取		○	●			
2-8 診断日程調整	○		●			
2-9 対象住宅かどうかを現地確認	○		●			対象住宅でない場合は終了
2-10 現地調査	○		●			
2-11 報告書作成			●		④	
2-12 評価依頼			●	○		
2-13 審査				●		評価機関で審査
2-14 評価証交付		○	○	●		
2-15 結果報告	○		●			
2-16 補助金交付申請	●	○			⑤	
2-17 補助金交付決定	○	●			⑥	
2-18 補助金請求	●	○			⑦	
2-19 補助金振込み	○	●				

(注1) ●:業務の主体(送り手)となる者 ○:業務の客体(受け手)となる者

■ 各様式一覧表 ■

様式名	作成者	書類の所在
① 木造住宅耐震診断事業補助金申込書	申込者	市町補助金交付要綱(IV-4)
② 伝統構法住宅チェック票	申込者	各市町常備
③ 木造住宅耐震診断事業補助金内定通知書・不内定通知書	市町	市町補助金交付要綱(IV-4)
④ 木造住宅耐震診断結果報告書	耐震診断事務所	耐震診断マニュアル(IV-3)
⑤ 木造住宅耐震診断事業補助金交付申請書	申込者	市町補助金交付要綱(IV-4)
⑥ 木造住宅補助金交付決定通知書・不決定通知書	市町	市町補助金交付要綱(IV-4)
⑦ 木造住宅耐震診断事業補助金請求書	申込者	市町補助金交付要綱(IV-4)

## 2-1 診断希望者の募集 《市町→申込者》

市町は、パンフレット・広報等により耐震診断補助事業希望者を募集する。

## 2-2 書類の整備・配布 《市町→申込者》

市町は、申請に必要な書類を整備しておき、住民からの要請に応じ書類を配布する。

### ■市町が整備しておく書類

- ・木造住宅耐震診断事業補助金申込書
- ・外観写真貼付用紙
- ・伝統構法チェック票
- ・貸主同意書（借家の場合）

## 2-3 耐震診断事務所選定 《申込者》

申込者は、市町に備え付けの木造住宅耐震診断事務所登録名簿から耐震診断を担当する耐震診断事務所を選定し、申込書に記入する。

その際、申請者は、選定した耐震診断事務所に連絡のうえ受託の意思を確認する。

注：市町によっては、別途選定方法を定めることもある。

## 2-4 補助事業申込み・受付 《申込者→市町》

耐震診断を希望する住宅の所有者が、市町に申し込む。

### ■申込み時に必要な書類（正・副本各1部提出）※各市町により異なる場合がある。

- ・木造住宅耐震診断事業補助金申込書
- ・外観写真（2ヶ所以上）
- ・住宅の位置を示す地図
- ・建築確認を取っている住宅については、確認通知書のコピー
- ・伝統構法住宅チェック票
- ・見積書（2-3で選定した耐震診断事務所で見積りを受けたもの）
- ・借家の場合は、貸主同意書

## 2-5 対象住宅かどうかのチェック 《市町》

市町では、申込書、外観写真、確認通知書の写し及び固定資産課税台帳により対象住宅かどうかのチェックを行う。

提出書類だけでは対象建築物かどうかの判断ができない場合は、現地確認を行うものとする。

対象住宅でないことが判明すれば、この時点で補助対象から除く。

### ■診断対象となる住宅の要件については、「Ⅱ-1 木造住宅耐震診断事業の概要1-1」参照のこと。

## 2-6 補助内定通知 《市町→申込者》

市町は、申込みのあった住宅が対象住宅と判断された場合は、申込者に対し補助の内定通知を行う。

市町は、内定通知の後、対象住宅の診断委託先である耐震診断事務所へ連絡のうえ、申込書類の副本を渡す。

## 2-7 申込関係書類受取 <<耐震診断事務所→市町>>

耐震診断事務所は市町から、申込関係書類の副本を受け取る。

## 2-8 診断日程調整 <<耐震診断事務所→申込者>>

耐震診断事務所から申込者に電話連絡し、申込者（依頼者）と調整のうえ、現地調査日を決定する。

## 2-9 対象住宅かどうかを現地確認 <<耐震診断事務所>>

診断技術者は現地調査を始める前に対象住宅かどうかを現地で再確認する。

対象住宅でないことが判明すればこの時点で診断業務は終了。

なお、対象外住宅の場合は、申込者から自己負担金は受け取らない。

■対象住宅であるかどうかの判断については、「Ⅱ-1 木造住宅耐震診断事業の概要 1-1」の対象建築物」参照。

■特に伝統構法住宅の場合は、「Ⅲ 耐震診断要領 4 耐震診断結果報告書（様式 6）の伝統構法住宅チェックリスト」の記入が必要となるので注意のこと。

### ■対象外建物の場合の処置

#### ① 耐震診断事務所→申込者

耐震診断技術者は所属事務所と連絡のうえ対象外建築物であることを申込者（依頼者）に説明し、補助事業に係る診断業務を行わないことを告げる。

#### ② 耐震診断事務所→市町

耐震診断事務所は市町に対象外建築物である旨の連絡する。

#### ③ 申込者→市町

申込者は、市町に木造住宅耐震診断事業の取止めを申請する。

#### ④ 市町→申込者

市町は、木造住宅耐震診断事業の内定取消しを申込者に通知する。

## 2-10 現地調査 <<耐震診断事務所>>

耐震診断技術者は「Ⅲ 耐震診断要領 3 現地調査要領」に基づき調査を実施する。

## 2-11 報告書作成 <<耐震診断事務所>>

耐震診断事務所は、現地調査に基づき、「木造住宅耐震診断結果報告書」を作成する。

■報告書の作成要領・必要書類については、「Ⅲ 耐震診断要領 5 耐震診断報告書作成要領」参照。

## 2-12 評価依頼 <<耐震診断事務所→評価機関>>

耐震診断事務所は、診断結果報告書（2部）を評価機関に提出する。

耐震診断事務所は、評価費用を評価機関に支払う。

## 2-13 審査 <<評価機関>>

報告書の提出を受けた評価機関は、審査を行う。

修正がある場合は、耐震診断事務所と評価機関との間で協議・調整を行う。

## 2-14 評価証交付 《評価機関→耐震診断事務所》

評価機関は耐震診断事務所に審査済みの報告書及び評価証（1部）を送付する。  
評価機関は市町に審査済みの評価証の写し及び報告書（1部）を送付する。  
評価機関は評価証の写しを保管する。

## 2-15 結果報告 《耐震診断事務所→申込者》

評価機関の審査済みの報告書及び評価証を受け取った耐震診断事務所は、申込者（依頼者）に評価証及び報告書（1部）を手渡し、内容の説明を行う。  
耐震診断事務所は、申込者（依頼者）から評価費用及び診断料を受取り、領収書を申込者に渡し、診断員の業務が完了。

## 2-16 補助金交付申請 《申請者→市町》

申請者は、補助金交付申請書、及び添付書類を市町に提出する。

### ■添付書類

- ・内定通知書
- ・領収書

（市町は、添付書類については内容を確認後、申請者に原本を返却）

## 2-17 補助金交付決定 《市町→申請者》

市町は、提出のあった補助金交付申請書の内容について審査し、支障がなければ補助金交付決定通知書により申請者に通知する。補助金が交付できない場合については、補助金交付不決定通知書に交付できない理由を付し申請者に通知する。

## 2-18 補助金請求 《申請者→市町》

補助金交付決定通知を受けた申請者は、市町に補助金請求書を提出する。

## 2-19 補助金振込み 《市町→申請者》

市町は、申請者より補助金請求書を受理した時は、申請者の指定口座に補助金を振り込むものとする。